

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

注

- 1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。
 - 2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。
 - 3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。
 - (a) 保存性又は安定性を向上させるための処理(例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加)
 - (b) 外観を改善し又は維持するための処理(例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加)
- ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。